

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
3201	文化振興助成金交付決定の取消し等	厚岸町文化振興助成条例（平成9年条例第19号）	第6条	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3202	公民館使用の制限	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第8条	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3203	公民館使用許可の取消し等	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第9条第1項	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3204	利用の制限	厚岸情報館設置条例施行規則（平成8年教育委員会規則第2号）	第7条	×ア	教育委員会生涯学習課情報館	
3205	入館の制限	厚岸町海事記念館条例（平成13年厚岸町条例第41号）	第7条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3206	入館の制限	厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成13年厚岸町条例第42号）	第7条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3207	入館の制限	厚岸町郷土館条例（平成13年厚岸町条例第40号）	第7条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3208	文化財指定の解除	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第9条	×ウ	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3209	文化財損壊等への罰金又は科料	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第19条	×ウ	教育委員会生涯学習課海事記念館	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
 - ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
 イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの